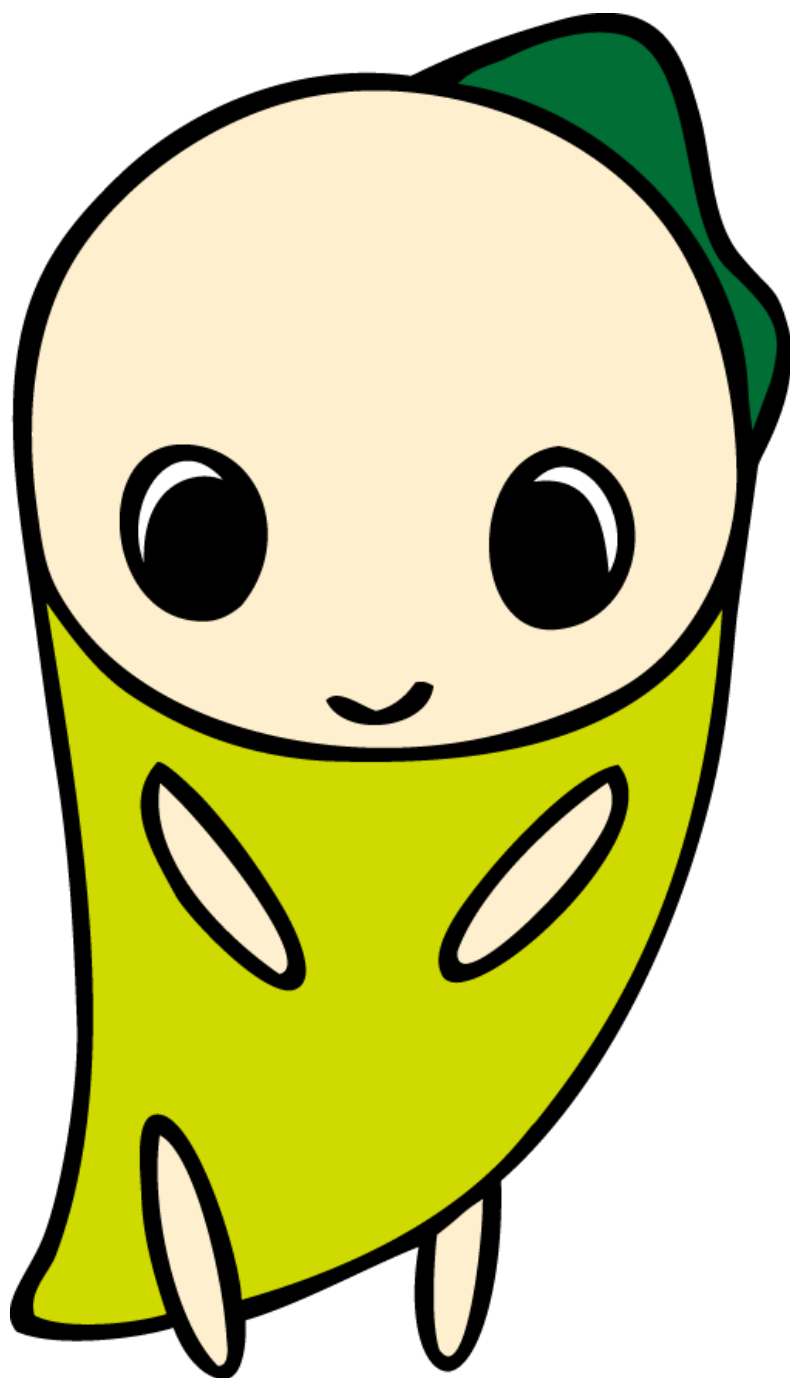


みんなで作るまちづくり

町会・自治会新規立上げのご案内



杉並区

**町会・自治会が組織されていない地域や
町会・自治会に加入していない
集合住宅にお住まいの方へ**

町会・自治会を新規に立上げませんか？



町会・自治会は、住民相互の親睦を深め、住み良い地域づくりのために活動する自主的な組織です。その区域に住所を有する全ての世帯が構成員になることができます。

おまつりや防災・防犯、子どもや高齢者の見守りなど、様々な取組をするほか、行政が発信した情報を掲示板に掲出したり、回覧することにより、迅速で決め細やかな周知を行っています。

住み良い地域をつくるには、行政サービス＝「公助」に加え、地域住民の皆様による助け合い＝「共助」が欠かせません。

町会・自治会がない地域にお住まいの皆様も、是非、町会・自治会を作いませんか。杉並区では、そのお手伝いをしています。

※町会・自治会が組織されていない主な地域については、9ページをご覧ください。

突然ですが…

こんなとき、あなたはどうしますか？

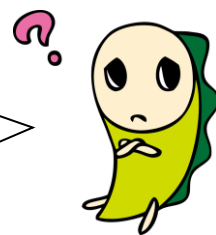
大規模な震災があったとき、どうすればいいの？

日常生活で困った…

誰か助けて～



誰に相談すればいいのかな…



地域の人たちと知り合いになりたい！

この地域はどんな地域なんだろう？



お祭りはやっているのかな？



困ったときは、町会・自治会が心強い味方です

みなさまがお住まいの地域には、町会・自治会が組織されていますか？

町会・自治会活動に興味をもったとき、

今ある既存の町会に加入するのも一つの方法です。

また、新たに町会・自治会を設立するという道もあります。

いずれも、安心して生活するために

一緒に地域の中で手をつないで、住みよいまちづくりをしませんか？

杉並区は、そんなみなさまのお手伝いをさせていただきます。



町会・自治会についてご説明します

町会・自治会は、地域の皆さまが自主的につくる「住民による自治組織」です。

住民同士の交流を深めるための親睦行事（祭り、もちつき、子ども会の行事など）や、日常生活に共通する課題を解決するためのボランティア活動を行っています。

また、町会・自治会や杉並区からのお知らせ（広報ではお知らせしきれない、地域の催しものなど）を回覧、掲示することで、住民の皆さまに情報をお伝えしています。

こんな活動内容を紹介します

◎安全・安心のまちづくり

空き巣や放火などの犯罪を防ぐため、子どもたちの安全を守るため、警察などと連携し、防犯パトロールや登下校時の見守りなどを行っています。また、自主防災組織をつくり、災害に備えて物資の備蓄や訓練を行っています。



各小中学校で訓練を行っています。
みなさんは自分の避難所や避難場所が分かりますか？



◎きれいで快適なまちづくり

清潔なまちづくりとごみ減量リサイクル活動に取り組んでいます。また、まちかどや公園の清掃、花を植えるなど、綺麗で住み良いまちづくりを進めています。



みんなでまちを
きれいにしています。
きれいなまちは
犯罪防止にもつながります。



公園などの花の管理は、区以外にも地域の方で結成された「花咲かせ隊」が管理して、きれいな花を咲かせています。苗や肥料は区が支援します。



◎ふれあいと交流のまちづくり

祭り、もちつきや運動会など、様々なレクリエーションを通じて、住民同士が気軽に交流できる機会を提供しています。祭りなどの伝統的な行事では、親睦だけでなく、地域に根付いた文化の継承にも役立っています。



◎支えあいのある優しいまちづくり

国勢調査など行政が行う各種調査や募金活動への協力、敬老事業の実施など、みんなで支えあう思いやりのあるまちづくりに貢献しています。



町会・自治会を新たに作ろうかな…。でも…。とお悩みの方

新設までの流れをご説明します

1

設立準備会を設ける。



2

設立町会・自治会の区域を決める。

ポイント！

他の町会・自治会の区域と重複しない。



3

町会・自治会結成に対する区域住民の意見を集約する。



4

設立趣意書を作成、配布して、会の加入申込みを受ける。



5

会則の草案をつくる。

参考資料あります

会則・事業計画・予算書などの参考例をお渡しできます。



6

事業計画、予算書などをつくる。



7

役員を選出などについて、検討する。

ポイント！

役員は、会長・副会長・会計・監事・書記・班長などです。



8

設立総会を開催し、議案などを審議・決定の後、町会・自治会が発足する。



9

区に届出をする。

重要！

区への届出は、区と町会・自治会との連携を密にするものであり、活動を円滑に行うために必要なものです。地域課地域係、各地域活動係で受け付けています。詳細はお気軽にお問い合わせください。

新しく町会・自治会が誕生したら・・・

現在の区内の町会・自治会についてお知らせします

区内には、令和5年12月現在で158の町会・自治会があります。加入している世帯数は、約143,500世帯です。

また、連合組織としては杉並区町会連合会があり、現在150の町会・自治会が加盟しています。連合会の主な機能としては、

◎町会・自治会同士の連絡調整

◎行政からの依頼事項の伝達

◎区政協力委託事業の実施

◎合同研修会の実施 などです。

区政協力委託事業とは、行政からのお知らせポスターの掲示板への掲出、街頭消火器など公共設備の損壊通報など地域に密着した業務について、杉並区から委託を受けて町会・自治会が実施している事業です。

連合会は、各町会・自治会の自主性を尊重しつつ、共通する諸問題の解決を目指し結成されており、上部団体ではありません。また、みなさまが、新規に町会・自治会を立ち上げた場合、連合会へ必ず加入しなくてはならないという義務はありません。



町会・自治会活動を応援しています！

杉並区は、住み良い地域づくりの大切なパートナーとして、町会・自治会活動を様々な形で支援しています。（適用の対象とならない場合もありますので、事前に地域課地域係、もしくは各地域活動係にご相談ください。）

地域活性化事業助成(まちの絆向上事業助成)

「より良い地域社会実現」を目的として行う事業に対し、助成金を交付しています。

町会・自治会専用掲示板の新設などに要する経費の一部補助

掲示板の新設・建替・修繕・移設・撤去が対象となります。

町会・自治会防犯カメラの新設などに要する経費の一部補助

防犯カメラの新設・運用経費（電気料・電柱共架料）などが対象となります。

町会・自治会会館の新築などに要する経費の補助

活動拠点となる会館を新築・増築・改築・修繕又は購入する場合で、一定の要件を満たしている場合、経費の50%以内で、1会館につき2400万円を上限としています。

杉並区にはこのような制度もあります！

上記の町会・自治会活動以外にも、杉並区は様々な活動の支援や情報等を提供しています。いくつか下記で紹介している（ ）内は所管する部署名です。詳細はお手数ですが、各所管にお問い合わせいただくか、杉並区役所公式ホームページをご確認ください。

地域防犯自主団体活動助成(危機管理室 危機管理対策課)

防犯パトロール隊を結成するにあたって、ユニフォームや懐中電灯などの支給を申請できます。

犯罪発生情報メール配信サービス(危機管理室 危機管理対策課)

子どもに対する悪質な声かけ、変質者の出没など、子どもの安全に係る不審者情報や、子どもの安全に係る重要事件の発生情報をメールにてお知らせします。また、空き巣、ひったくりや振り込め詐欺の情報、防犯対策のポイントや空き巣の手口など防犯に役立つ情報を提供します。

災害・防災情報メール配信サービス(危機管理室 防災課)

地震や気象情報等の災害・防災情報を、皆さんがあらかじめ登録した携帯電話・パソコンに電子メールにより提供するサービスです。

ごみ集積場のカラス対策(杉並清掃事務所)

区ではカラスなどにより、ごみ集積場が荒らされないようにカラスネット等を配布しています。

杉並子育て応援券(子ども家庭部管理課 子育て応援券担当)

就学前のお子さんがある家庭に、一時保育や親子参加行事など、子育て支援サービスに利用できるチケットを交付し、サービスを利用しやすくする事業です。

長寿応援ポイント(高齢者施策課 長寿応援ポイント担当)

高齢者の方がいきいきとした高齢期を過ごすことができるよう応援するために、区の認定を受けた様々な活動に参加した方には、ポイントシールを配布します。ポイントがたまると区内共通商品券などに交換できます。

資源の集団回収(ごみ減量対策課)

古紙、びん、缶などの資源を、町会・自治会などの地域の団体が主体となって回収し、団体が直接契約業者に引き渡すシステムです。資源回収量に応じて、資源回収活動費の補助として、報奨金をお支払いしています。

街路灯の助成制度(杉並土木事務所)

町会・自治会等で公共性のある私道上(道路延長 30m以上)に設置する街路灯を対象として、設置及び電気の助成を行っています。



町会・自治会が組織されていない主な地域

町丁目	街区	町丁目	街区
阿佐谷南二丁目	12番、41~42番	西荻南二丁目	19~27番
永福一丁目	4~7番、10~14番	宮前二丁目	全域
上荻一丁目	1~6番	宮前四丁目	全域
久我山一丁目	3~7番、9~12番	宮前五丁目	全域
下高井戸五丁目	17番、23番	桃井三丁目	6~7番、10~11番
西荻北三丁目	5~11番	高円寺南三丁目	64~65番
西荻南一丁目	9~19番		

※町会・自治会によっては、境界が入り組んでいる区域もあります。詳細は地域課までお問い合わせください。(連絡先は次ページを参照してください。)



私たちは町会・自治会の応援団です

どんなことでも構いませんのでお困りのことがありましたら、お気軽に地域課地域係、又は各地域活動係へご相談ください。

私たちは、町会・自治会の皆様と一緒に住み良い地域づくりを進めていきます。

【問合せ先一覧】

係名	所在地	電話番号	担当地域
地域係	杉並区役所 西棟7階 阿佐谷南1-15-1	3312-2111	区内全域
井草地域活動係	井草地域区民センター 下井草5-7-22	3394-0462	清水、井草、 上井草、下井草、今川、桃井 の一部
西荻地域活動係	西荻地域区民センター 桃井4-3-2	3301-0981	善福寺、西荻北、上荻、 井草、上井草、今川、桃井の 一部
荻窪地域活動係	荻窪地域区民センター 荻窪2-34-20	3398-8261	天沼、南荻窪、 下井草、本天沼、荻窪、西荻 南の一部
阿佐谷地域活動係	阿佐谷地域区民センター 阿佐谷北1-1-1	5364-9902	阿佐谷北、阿佐谷南、成田 東、成田西、下井草、本天沼、 梅里、荻窪、高円寺南の一部
高円寺地域活動係	高円寺地域区民センター 梅里1-22-32	3317-6561	高円寺北、和田、松ノ木、 高円寺南、梅里、堀ノ内、大 宮の一部
高井戸地域活動係	高井戸地域区民センター 高井戸東3-7-5	3333-5399	久我山、高井戸西、上高井 戸、高井戸東、松庵、宮前、 浜田山、下高井戸、西荻南の 一部
永福和泉地域活動 係	永福和泉地域区民センター 和泉3-8-18	5300-9311	方南、和泉、永福、 堀ノ内、大宮、浜田山、下高 井戸の一部

電話は、平日の午前8時30分から午後5時15分までにおかけください。